

北海道教育委員会 公報

平成28年3月8日
(火曜日)

第6162号

目次

教育長訓令	
○北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令	1
○道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令	1
○道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令	2
告示	
○北海道有朋高等学校学則に基づく協力校の指定の一部改正について	2
通達・通知	
○北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について	2
○旧網走監獄及び旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所（二見ヶ岡農場）に係る重要文化財の指定について	3

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般
所 管 機 関
(道立学校を除く。)

北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。
平成28年3月8日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令
北海道教育委員会庁用自動車管理規程（昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「運行管理者」の次に「及び当該交通事故に係る自動車（教育部長が定めるものに限る。）の保険契約の相手方（第2項において「契約保険会社」という。）」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育部長及び運行管理者が、前項の規定による報告を受けた契約保険会社から、公用車自動車事故報告書の提出を受けたときは、これを省略することができる。

第8条第4項を第5項とし、同条第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 運行管理者は、前項ただし書の規定による報告を受けたときは、所属長意見書、本人申立書その他教育部長が定める書類を教育部長に提出しなければならない。

附 則

- この教育長訓令は、平成28年3月8日から施行する。
- この教育長訓令による改正後の北海道教育委員会庁用自動車管理規程の規定は、この教育長訓令の施行の日以後に発生した交通事故について適用し、同日前に発生した交通事故については、なお従前の例による。

北海道教育委員会教育長訓令第3号

庁 中 一 般
道 立 学 校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。
平成28年3月8日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令
道立学校文書管理規程（平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1熊石の項及び奥尻の項を削り、同表旭川凌雲の項を次のように改める。

旭川永嶺	旭永高
------	-----

別表第3札幌視覚支援の項の次に次のように加える。

札幌伏見支援	札幌伏支
札幌あいの里高等支援	札幌あ高支

別表第3旭川養護の項の次に次のように加える。

旭川高等支援	旭高支
--------	-----

別表第3帯広養護の項の次に次のように加える。

新得高等支援	新得高支
--------	------

附 則

この教育長訓令は、平成28年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第4号

庁 中 一 般
道 立 学 校

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成28年3月8日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校自動車管理規程（平成18年北海道教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「運行管理者」の次に「及び当該交通事故に係る自動車（学校教育監が定めるものに限る。）の保険契約の相手方（第2項において「契約保険会社」という。）」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、学校教育監及び運行管理者が、前項の規定による報告を受けた契約保険会社から、公用車自動車事故報告書の提出を受けたときは、これを省略することができる。

同条第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 運行管理者は、前項ただし書の規定による報告を受けたときは、所属長意見書、本人申立書その他学校教育監が定める書類を学校教育監に提出しなければならない。

附 則

1 この教育長訓令は、平成28年3月8日から施行する。

2 この教育長訓令による改正後の道立学校自動車管理規程の規定は、この教育長訓令の施行の日以後に発生した交通事故について適用し、同日前に発生した交通事故については、なお従前の例による。

告 示

北海道教育委員会告示第11号

北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）第21条第3項の規定に基づき、昭和55年北海道教育委員会告示第31号（北海道有朋高等学校学則に基づく協力校の指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月8日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

「次の道立高等学校」の次に「及び市町村立高等学校」を加える。

通 達 ・ 通 知

教 特 第 9 0 9 号
平成28年3月8日

各 教 育 局 長
各道立特別支援学校長 様

北海道教育委員会教育長

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について（通達）

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準（平成14年10月10日教育委員会決定）を別記のとおり改正しましたので、お知らせします。

（学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ）

別記

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について

（平成28年3月2日教育委員会決定）

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準（平成14年10月10日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

3中「平成25年度」を「平成29年度」に改める。

別記1の2の(1)のイを次のように改める。

イ 園芸科

野菜、果樹及び草花の栽培などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

別記1の2の(2)のウからオまでを削り、イをエとし、アをウとし、同(2)にア及びイとして次のように加える。

ア 生産技術科

木材や紙等の多様な素材を主材料とする製品の製造などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

イ 窯業科

セラミック製品の製造などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

別記1の2の(4)のアを次のように改める。

ア 家庭総合科

手芸、被服の製作、調理、住居の管理などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

別記1の2の(4)のエを削り、ウをオとし、イをエとし、アの次にイ及びウとして次のように加える。

イ 被服デザイン科

布や皮革を用いた製作などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

ウ 食品デザイン科

食品の加工や調理などの学習を通して、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解させるとともに、職業自立など社会自立に必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育てる。

附 則

この一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

教文博第2738号

平成28年3月8日

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

旧網走監獄及び旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所（二見ヶ岡農場）に係る重要文化財の指定について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、別記のとおり重要文化財に指定されたので、通知します。

（生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ）

別記

種別	重要文化財（建造物）
名称	旧網走監獄
員数	3棟（庁舎、舎房及び中央見張所、教誨堂）
所有者	公益財団法人網走監獄保存財団
所在地	北海道網走市呼人1番地
年代	明治23年／明治45年再建／昭和56年以降移築
指定基準	「国宝及び重要文化財（建造物）指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）」重要文化財（三）歴史的価値の高いもの
特徴・評価	網走監獄は、明治23年に網走囚徒外役所を設置したことに始まり、明治36年監獄官制発布に伴い網走監獄となった。明治42年に火災により建物の大半を焼失し、現在の建物は明治45年に再建されたものである。設計は司法省で、収容者の手により施工された。その後、刑務所の改築計画に伴い昭和56年以降建造物が順次現位置に移築され、博物館網走監獄として公開活用が図られている。 旧網走監獄の庁舎ほか2棟は、監獄における主要施設であり、明治期の木造監獄建築の数少ない遺例として歴史的価値が高い。とりわけ舎房及び中央見張所は、木造の放射状舎房が完全な形で残る唯一のもので、当時の標準的な獄舎の特徴を備えており重要である。
指定年月日	平成28年2月9日（文部科学省告示第6号）

種別	重要文化財（建造物）
名称	旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所（二見ヶ岡農場）
員数	5棟（庁舎、舎房、教誨堂及び食堂、鍵鎖附着所、炊場）
所有者	公益財団法人網走監獄保存財団
所在地	北海道網走市呼人3番地
年代	昭和29年／平成11年移築
指定基準	「国宝及び重要文化財（建造物）指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）」重要文化財（三）歴史的価値の高いもの、（四）学術的価値の高いもの
特徴・評価	旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所は、明治29年に北海道集治監網走分監の屈斜路外役所として、集治監の過剰拘禁の緩和と農地開墾による自給自足を目指して開設された。昭和4年に網走刑務所二見ヶ岡刑務支所となり、平成11年に博物館網走監獄に移築された。施設は明治29年建築の庁舎、舎房、炊場と大正15年に増築された教誨堂及び食堂、昭和5年の鍵鎖附着所から成る。全国でも珍しい農園を持つ刑務所の建築群で、当初に遡る主要建物を良く残し、特に舎房は

	明治中期に遡る獄舎建築として歴史的価値が高い。 また一連の施設を残している点でも貴重で、構外泊込作業場から段階的処遇制度の先駆的施設への発展過程をよく示しており、行刑史上高い価値が認められる。
指定年月日	平成28年2月9日（文部科学省告示第6号）

